

滋賀県事業継続支援金（第4期）

申請期限：令和4年8月1日（月）

<URL：<https://shiga-keizokushien.com/>>



【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、次の要件にあてはまる方。

■ 国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

（2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等）

※国の「事業復活支援金」を受給されていない事業者は対象外となります。

ただし、国の対象とならないいわゆる「みなし法人」については県の支給対象となる場合があります。

【支給額】

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで（第4期）。ただし、滋賀県事業継続支援金（第1～3期）との併給は可。

【申請期間】

令和4年3月16日（水）～8月1日（月）まで

<お問い合わせ先> 事業継続支援金コールセンター

電話番号：0570-200-575 開設時間：平日 9:00～17:00